石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令について

１．概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）は、石油又は高圧ガスが大量に貯蔵され、又は取り扱われる区域を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域は、政令で指定することとされており（法第２条第２号）、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和 51 年政令第 192 号。以下「区域令」という。）で指定されている。

消防庁では、都道府県に対して特別防災区域の状況について毎年度調査を行い、特別防災区域の指定を変更する必要がある場合に区域令の改正を行っている。

今年度の調査の結果、広野地区及び赤穂地区について区域の指定を解除するとともに、苫小牧地区について区域の拡張を行う等の必要性が明らかになったことから、当該区域について所要の改正を行う。

（１）基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定させる日）について

基準日を令和７年４月１日から令和８年４月１日に変更する。

（２）区域の変更等

現在の地区番号	地区名	都道府県	改正内容
２	苫小牧地区	北海道	区域の拡張
１５	広野地区	福島県	指定解除
２５	新潟西港地区	新潟県	区域の縮小
４４	赤穂地区	兵庫県	指定解除
６８	大分地区	大分県	区域の縮小

（３）石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）別表第３について

同表において、特別防災区域のうち広域共同防災組織を設置することができる区域を定めているが、本案により広野地区及び赤穂地区について特別防災区域の指定が解除されることに伴い、同地区を同表から削除する改正を行う。

２．スケジュール

閣議　　令和８年 11 月 10 日（火）
公布　　令和８年 11 月 13 日（金）
施行　　公布の日の翌日（令和８年 11 月 14 日（土））

３．意見公募手続

本案は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第３条第２項第４号に該当することから、意見公募手続は実施しない。